

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月5日

【会社名】 新韓銀行
 (Shinhan Bank)

【代表者の役職氏名】 銀行長兼最高経営責任者 丁 相赫
 (Sang Hyuk Jung, President and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 大韓民国ソウル特別市中区世宗大路9道20
 (20, Sejong-Daero 9-Gil, Jung-Gu,
 Seoul, the Republic of Korea)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎文彰 弁護士 黒丸博善
 弁護士 奥村文彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区神田小川町一丁目 東京都港区六本木六丁目10番1号
 7番地 小川町メセナビル4階 六本木ヒルズ森タワー23階
 島崎法律事務所 TMI総合法律事務所

【電話番号】 (03) 5843-9631 (03) 6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【連絡場所】 東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル4階
 島崎法律事務所

【電話番号】 (03) 5843-9631

【発行登録の対象とした
 募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2025年6月27日
効力発生日	2025年7月7日
有効期限	2027年7月6日
発行登録番号	7 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	5,000億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、
 2025年11月5日(提出日)である。

【提出理由】

() 発行登録書において参照すべき旨が記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたため、参照書類の情報を更新し、また発行登録書の添付書類である「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えるため、ならびに() 発行登録書に「新韓銀行第(未定)回円貨社債(2025)(トランジションボンド)」および「新韓銀行第(未定)回変動利付円貨社債(2025)(トランジションボンド)」に関する一定の記載事項および添付書類を追加・添付するため、本訂正発行登録書を提出するものである。

(訂正内容については、本文および添付書類を参照のこと。)

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

(注) 1. 本書に記載の「ウォン」は大韓民国の通貨を、また「円」は日本国の通貨を、それぞれ指す。

2. 本書において、別段の記載がある場合または文脈上別段に解すべき場合を除き、「新韓銀行」、「当行」または「発行会社」とは、新韓銀行(Shinhan Bank)を指す。「韓国」とは大韓民国を指す。

【訂正内容】

第一部【証券情報】

(発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に、以下の記載が挿入される。)

<新韓銀行第(未定)回円貨社債(2025)(トランジションボンド)および新韓銀行第(未定)回変動利付円貨社債(2025)(トランジションボンド)に関する情報>

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、本社債(以下に定義する。)を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

本「第1 募集要項」には、新韓銀行(以下「発行会社」という。)が発行する予定の、異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、新韓銀行第(未定)回円貨社債(2025)(トランジションボンド)(以下「第(未定)回円貨社債」という。)および新韓銀行第(未定)回変動利付円貨社債(2025)(トランジションボンド)(以下「第(未定)回変動利付円貨社債」という。)ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第(未定)回円貨社債>および<第(未定)回変動利付円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第(未定)回円貨社債および第(未定)回変動利付円貨社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該種類の社債に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

実際に発行される本社債の内容が決定した場合、発行登録追補書類において、本社債の情報が記載される。ただし、かかる情報が発行登録書(その後の訂正を含む。)に既に記載されている場合は、省略される。

本社債のいずれかが、実際には発行されない可能性がある。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

<第（未定）回円貨社債>

銘 柄	新韓銀行第（未定）回円貨社債（2025）（トランジションボンド）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	（未定）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	（未定）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	年（未定）%
利払日	毎年（未定）月（未定）日 および （未定）月（未定）日	償還期限	（未定）年（未定）月（未定）日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年（未定）月（未定）日	払込期日	2025年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

（注） 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

<第（未定）回変動利付円貨社債>

銘 柄	新韓銀行第（未定）回変動利付円貨社債（2025）（トランジションボンド）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	（未定）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	（未定）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率	TONA複利（下記「利息支払の方法」に定義する。）に年率（未定）%を加えた利率
利払日	毎年（未定）月（未定）日、 （未定）月（未定）日、 （未定）月（未定）日 および（未定）月（未定）日	償還期限	（未定）年（未定）月（未定）日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年（未定）月（未定）日	払込期日	2025年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。本社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。

引 受 人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2025年（未 定）月（未定）日 に調印される元引 受契約に従い共同 主幹事会社により 連帯して買取引受 けされ、一般に募 集される。左記以 外の元引受の条件 は未定である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計		(未定)	

財務代理人とその職務

<第（未定）回円貨社債>

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人兼発行・支払代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年（未定）月（未定）日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人兼発行・支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人兼発行・支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人を代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

< 第（未定）回変動利付円貨社債 >

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人兼発行・支払代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年（未定）月（未定）日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人兼発行・支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人兼発行・支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人を代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

<第（未定）回円貨社債>

本社債の利息は2025年（未定）月（未定）日（その日を含む。）からこれを付し、毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を均一額で日本円により後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。かかる6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 利率」に定める利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 4 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

<第（未定）回変動利付円貨社債>

(1) 本社債の利息は2025年（未定）月（未定）日（その日を含む。）からこれを付し、2026年（未定）月（未定）日を初回として、その後毎年（未定）月（未定）日、（未定）月（未定）日、（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の年4回、各々その日（その日を含まない。）までの利息期間（以下に定義する。）についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日（以下に定義する。）でない場合、関連する利息の支払期日を翌東京営業日に繰下げ（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合、支払期日は直前の東京営業日に繰上げられる。）、利息は、本ただし書により修正された支払期日（その日を含まない。）までの利息期間について支払われる。いずれかの利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該期間の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、以下の用語は以下の意味を有する。

「東京営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

「利息期間」とは、2025年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から第1回目の利払日（その日を含まない。）までの期間およびその後の各利払日（その日を含む。）からその次の利払日（その日を含まない。）までの各期間をいう。

- (2)(a) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らない。

各利率決定日（以下に定義する。）の正午（東京時間）までに、発行会社に代わって利率確認事務取扱者（下記「利息支払の方法 - (8)」に定義する。）は、関連する利息期間に関して、以下の計算式に従ってTONA（以下に定義する。）を参照金利とする日次累積複利レート（年利を百分率表示して、必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。）（以下「TONA複利」という。）を計算し決定する。

$$\left(\prod_{i=1}^{d_0} \left(1 + \frac{\text{TONA}_i \times n_i}{365} \right) - 1 \right) \times \frac{365}{d}$$

各利息期間の適用利率は、発行会社に代わって利率確認事務取扱者が計算し決定する、当該利息期間のTONA複利に年率（未定）%を加算した率とする。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、以下の用語は以下の意味を有する。

「 d 」とは、各金利参照期間（以下に定義する。）について、当該金利参照期間に含まれる暦日数をいう。

「 d_0 」とは、各金利参照期間について、当該金利参照期間に含まれる東京営業日数をいう。

「 i 」とは、各金利参照期間について、当該金利参照期間に含まれる最初の東京営業日（その日を含む。）から時系列に数えて i 番目の東京営業日を表す 1 から d_0 までの一連の整数をいう。

「利率決定日」とは、各利息期間について、関連する利払日の10東京営業日前の日をいう。

「 n_i 」とは、東京営業日 i について、当該東京営業日 i （その日を含む。）から翌東京営業日（その日を含まない。）までの暦日数をいう。

「金利参照期間」とは、各利息期間について、当該利息期間の初日の10東京営業日前の日（その日を含む。）から当該利息期間に係る利払日の10東京営業日前の日（その日を含まない。）までの期間をいう。

「TONA」とは、東京営業日について、日本銀行（またはその後継管理者）が当該東京営業日の翌東京営業日に公表または提供する当該東京営業日の無担保コールオーバーナイト（O/N）物レートの確報値（平均と表示されるもの）をいう。

「 TONA_i 」とは、東京営業日 i について、当該東京営業日 i のTONAをいう。

- (b) 関連する東京営業日において、利率確認事務取扱者が、ベンチマーク移行事由（下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。）が発生していないものの日本銀行（またはその後継管理者）がTONAを公表または提供していないと判断した場合、当該TONAは、日本銀行（またはその後継管理者）がTONAを公表または提供した直前の東京営業日のTONAとする。

ベンチマーク移行事由が発生していないものの利率確認事務取扱者が本「利息支払の方法 - (2)」に従って適用利率を決定できない場合、(i) 直前の利率決定日に決定された適用利率を適用利率とし、また(ii) 直前の利率決定日が存在しない場合、本社債の発行日（その日を含まない。）に終

了する日までの本社債の予定された最初の利息期間に等しい期間について、本社債が既に発行されていたと仮定すれば当該本社債に適用される最初の適用利率を適用利率とする。

予定される利率決定日の前に下記「摘要 - 2 債務不履行事由」に従い本社債の支払期限が到来した場合、該当する利率決定日は、当該本社債の支払期限が到来した日とみなされ、当該本社債の適用利率は、当該利率計算の目的においてのみ該当する利息期間もそのように短縮されたものとみなして、当該日に決定された利率とする（ただし、疑義を避けるために付言すると、かかる支払期限の到来日に支払われない場合は下記「利息支払の方法 - (9)」に服する。）。

- (3)(a) 適用利率（またはその構成部分）がTONAを参照して決定され続けているときにベンチマーク移行事由が発生した場合、発行会社は、下記「利息支払の方法 - (3)(b)」に従って後継レート（本「利息支払の方法 - (3)」に定義する。）または後継レートが存在しない場合は代替レート（本「利息支払の方法 - (3)」に定義する。）を決定し、またいずれの場合もスプレッド調整（本「利息支払の方法 - (3)」に定義する。）および下記「利息支払の方法 - (3)(d)」に従ったベンチマーク関連修正（本「利息支払の方法 - (3)」に定義する。）を決定するため、実務上可能な限り速やかに、独立アドバイザー（本「利息支払の方法 - (3)」に定義する。）を任命するための合理的な努力を行う。かかる決定を行うに当たり、本「利息支払の方法 - (3)」に基づき任命された独立アドバイザーは、誠実に行為し、また専門家として商業上合理的な態様で行為しなければならない。独立アドバイザーは、不誠実または詐欺があった場合を除き、本「利息支払の方法 - (3)」に基づく決定について、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者または本社債権者に対して一切の責任を負わない。

(i)発行会社が独立アドバイザーを任命することができない場合、または(ii)発行会社によって任命された独立アドバイザーが、関連する利率決定日の10東京営業日前の日より前に、本「利息支払の方法 - (3)(a)」に従って後継レートを決定できないかまたは後継レートは存在しないものの代替レートを決定できない場合、該当する利息期間の適用利率は、その直前の利息期間に関して決定された最終の適用利率に等しいものとする。初回の利払日が到来していない場合、適用利率は、上記「利息支払の方法 - (2)(b)」第二段落に基づいてTONAを使用して決定される初回の適用利率とする。疑義を避けるために付言すると、本段落は、該当している利息期間にのみ適用され、その後の利息期間については、本「利息支払の方法 - (3)(a)」第一段落の適用および調整に従う。

- (b) 独立アドバイザーが、後継レートが存在すると決定した場合、本社債に関する利息の将来のすべての支払いに係る適用利率（またはその関連する構成部分）の決定には、以後、TONAに代えて当該後継レートおよび適用されるスプレッド調整を使用する（ただし、本「利息支払の方法 - (3)」は適用される。）。また、独立アドバイザーが、後継レートは存在しないものの代替レートは存在すると決定した場合、本社債に関する利息の将来のすべての支払いに係る適用利率（またはその関連する構成部分）の決定には、以後、TONAに代えて当該代替レートおよび適用されるスプレッド調整を使用する（ただし、本「利息支払の方法 - (3)」は適用される。）。

- (c) スプレッド調整またはそれを決定するための算式もしくはメソドロジーは、後継レートまたは場合により代替レートに適用される。独立アドバイザーが、スプレッド調整の値またはスプレッド調整を決定するための算式もしくはメソドロジーを決定できない場合、後継レートまたは場合により代替レートにスプレッド調整は適用されない。

- (d) 後継レートまたは代替レートおよびいずれの場合も適用あるスプレッド調整が本「利息支払の方法 - (3)」に従って決定され、独立アドバイザーが(i)当該後継レートもしくは代替レートおよび/またはいずれの場合も適用あるスプレッド調整の適切な運用を確保するために社債の要項の修正（かかる修正を以下「ベンチマーク関連修正」という。）が必要であると決定し、(ii)かかるベンチマーク関連修正の条項を決定する場合、発行会社は、適用ある日本法の許容する範囲内であり、か

つ振替機関業務規程等の許容する範囲内で、下記「利息支払の方法 - (3)(e)」に従ってその旨の通知を行うことにより、本社債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該通知に定める日を発効日として当該ベンチマーク関連修正の効力を生じさせるために社債の要項を変更する。

- (e) 発行会社は、財務代理人および利率確認事務取扱者に対して書面により、また本社債権者に対して公告により、本「利息支払の方法 - (3)」に基づいて決定される後継レート、代替レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正の具体的条項を、該当する利率決定日の10東京営業日前までに通知する。かかる通知は取消不能とし、ベンチマーク関連修正の発効日（もしあれば）を指定する。

上記を本社債権者に公告するに先立ち、発行会社は、発行会社の取締役2名が署名した、(x)いずれも本「利息支払の方法 - (3)」の条項に従って決定された(i)ベンチマーク移行事由が発生した旨、(ii)後継レートまたは場合により代替レート、(iii)適用されるスプレッド調整および(iv)ベンチマーク関連修正の具体的条項（もしあれば）を確認し、かつ(y)後継レートもしくは代替レートおよび/またはいずれの場合も適用あるスプレッド調整の適切な運用を確保するためにベンチマーク関連修正（もしあれば）が必要である旨を証する証明書を財務代理人および利率確認事務取扱者に交付する。

財務代理人および利率確認事務取扱者は、その十分な証拠として、他者に責任を負うことなく、かかる証明書に依拠できる権利を有する。かかる証明書において記載された後継レート、代替レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正（もしあれば）は、後継レートまたは代替レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正（もしあれば）の決定に際して明白な誤りまたは不誠実性のある場合を除き、また財務代理人および利率確認事務取扱者の証明書に依拠する上記の権利を害することなく、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者および本社債権者を拘束する。

本「利息支払の方法 - (3)(e)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

- (f) 上記「利息支払の方法 - (3)(a)」、「利息支払の方法 - (3)(b)」、「利息支払の方法 - (3)(c)」および「利息支払の方法 - (3)(d)」に基づく発行会社の義務を損なうことなく、TONAおよび上記「利息支払の方法 - (2)(b)」のフォールバック条項は、ベンチマーク移行事由が発生しない限り、また発生するまで、適用され続ける。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、以下の用語は以下の意味を有する。

「スプレッド調整」とは、(x)スプレッド（零、正または負のいずれもあり得る。）または(y)スプレッドを計算するための算式もしくはメソドロジーのいずれかで、いずれの場合も、後継レートまたは場合により代替レートに適用される以下のものをいう。

- (i) 後継レートの場合、TONAを後継レートに置き換えることに関して関連指定機関（以下に定義する。）により正式に推奨されているスプレッド、算式またはメソドロジー
- (ii) かかる推奨がされていない場合または代替レートの場合、業界において認知されているTONAを代替するレートを作成するために、国際的な債券資本市場取引において当該後継レートまたは場合により当該代替レートに慣行として適用されていると独立アドバイザーが決定するスプレッド、算式またはメソドロジー
- (iii) 独立アドバイザーがかかるスプレッドが慣行としては適用されていないと判断した場合、既に後継レートまたは代替レートに変更されているTONAを参照していた店頭デリバティブ

取引に関して業界標準として認識または承認されていると独立アドバイザーが決定するスプレッド、算式またはメソドロジー

「代替レート」とは、変動利付債としての日本円による利率（またはその関連する構成部分）を決定するために国際的な債券資本市場取引において慣行として適用されている代替的なベンチマークまたはスクリーン・レートであると独立アドバイザーが上記「利息支払の方法 - (3)(b)」に従って決定するものをいう。

「ベンチマーク移行事由」とは、以下のいずれかを意味する。

- (i) TONAが5東京営業日以上公表もしくは提供されないかまたは存在しなくなること
- (ii) TONAの公表または提供を永久または無期限に停止したかまたは停止する旨の日本銀行（またはその後継管理者）による公式声明（TONAの公表または提供を継続する後継管理者が任命されていない場合に限る。）
- (iii) TONAが永久または無期限に廃止されたかまたは廃止される旨の日本銀行（またはその後継管理者）の監督者による公式声明
- (iv) 日本銀行（またはその後継管理者）の監督者による公式声明で、かかる公式声明の結果として、一般的にまたは本社債に関してTONAを使用することが禁止されること
- (v) 日本銀行（またはその後継管理者）の監督者が、TONAがその該当する原市場の指標となっていないかまたはならなくなる（またはかかる監督者がそのようにみなす）旨の公式声明を行うこと
- (vi) 財務代理人、利率確認事務取扱者または発行会社が、本社債権者に対する支払金額を、TONAを使用して計算することが違法となること

ただし、ベンチマーク移行事由は、(x)上記の(ii)および(iii)の場合はTONAの公表もしくは提供の停止される日または場合によりTONAの廃止される日、(y)上記(iv)の場合はTONAの使用が禁止される日、また(z)上記(v)の場合はTONAがその該当する原市場の指標となっていないかまたはならなくなる（またはかかる監督者がそのようにみなす）旨の公式声明で指定される日に発生したものとみなし、いずれの場合も、該当する公式声明がなされた日に発生したとはみなされない。

ベンチマーク移行事由の発生は、発行会社によって決定され、直ちに、財務代理人および利率確認事務取扱者に書面により通知される。疑義を避けるために付言すると、財務代理人および利率確認事務取扱者のいずれも、かかる決定を行う責任を負わない。

「独立アドバイザー」とは、上記「利息支払の方法 - (3)(a)」に基づいて発行会社が任命した、国際的に定評ある独立金融機関または適切な専門知識を有する独立フィナンシャル・アドバイザーをいう。

「関連指定機関」とは、以下のいずれかを意味する。

- (i) 日本銀行（もしくはその後継管理者）またはそれを監督する責任を有するその他の監督当局
- (ii) ワーキング・グループまたは委員会であって、(a)日本銀行（もしくはその後継管理者）、(b)日本銀行（もしくはその後継管理者）を監督する責任を有するその他の監督当局、(c)日本銀行（もしくはその後継管理者）もしくはその他の監督当局のグループまたは(d)金融安定理事会もしくはその一部が、支援し、議長もしくは共同議長を務め、またはその要請によって構成されたもの

「後継レート」とは、関連指定機関が正式に推奨するTONAの後継または代替するレートをいう。

- (4) 利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、各利率決定日の正午（東京時間）頃に、本社債に関して振替機関業務規程等の目的上当該利息期間に係る一通貨あたりの利子額（以下「一通貨あたりの利子額」

- という。)を算出する。各利息期間の一通貨あたりの利子額は、振替機関業務規程等に従い、適用利率に当該利息期間の実日数を分子とし、365を分母とする分数を乗じて算出される。いずれかの利息期間の一部に係る一通貨あたりの利子額の計算は、1年365日の日割計算により、当該部分の実日数について行われる。各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。
- (5) 各利息期間の適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かついかなる場合も各利率決定日後3東京営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および利払日を書面で通知する。ただし、いかなる利息期間についてもこれらの事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供する。
- (6) 上記「利息支払の方法 - (5)」に従って適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および利払日の通知を行った後にこれに関する利息期間が延長されまたは短縮された場合には、発行会社はどのような調整が適切かを速やかに決定する。かかる調整が決定された後実務上可能な限り速やかに、発行会社は、財務代理人に対し、かかる調整に従って改定された一通貨あたりの利子額および利払日を書面により通知する。ただし、かかる改定に関する公告は、これを行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供する。
- (7) 上記「利息支払の方法 - (1)」ないし下記「利息支払の方法 - (8)」の規定に従って決定された適用利率、一通貨あたりの利子額または利払日は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。
- (8) 株式会社みずほ銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者（以下「利率確認事務取扱者」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、TONA複利または利率（適用利率および一通貨あたりの利子額を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する上記「利息支払の方法 - (1)」ないし本「利息支払の方法 - (8)」に基づく発行会社の一切の義務（独立アドバイザーによって行われる義務および公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。上記「利息支払の方法 - (1)」ないし本「利息支払の方法 - (8)」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職する。この場合、発行会社は事前にその旨を本社債権者に対して公告する。
- (9) 本社債の利息は、償還期日（その日を含む。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含む。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含まない。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法 - (1)」ないし「利息支払の方法 - (8)」を準用して決定される利率により、経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 4 支払い - (ロ)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。発行会社は、財務

代理人に対し、上記により決定された各利率を上記「利息支払の方法 - (5)」の規定に従って書面により通知する。かかる通知を受けた財務代理人は、関連する支払期日後3東京営業日以内に、かかる利率をその本店において、通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供する。かかる利率に関する公告は、これを行うことを要しない。

償還の方法

<第(未定)回円貨社債>

(1) 満期償還

本社債は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、(未定)年(未定)月(未定)日に本社債の金額の100%で日本円により償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

(2) 税務上の理由による償還

(i)本社債の発行日以後に有効となった、韓国、その下部行政主体もしくはその徴税権者の法令の変更もしくは改正または現在適用ある課税免除の廃止を含めたかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、次回の利払日に発行会社が追加額(下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。)の支払義務を負っているかまたは負うこととなる場合で、かつ(ii)発行会社のとることが可能な合理的な手段によってかかる義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部(一部は不可)を下記の償還価格で償還期日(その日を含む。)までの経過利息を付して償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。

(未定)年(未定)月(未定)日以前	本社債の金額の(未定)%
(未定)年(未定)月(未定)日から	
(未定)年(未定)月(未定)日まで	本社債の金額の(未定)%
(未定)年(未定)月(未定)日以降	本社債の金額の100.00%

(注) 税務上の理由による償還は、満期までの1年間ごとの期間について各回号の社債の要項に定める償還価格で行われ、その償還価格は毎年0.25%ずつ低減され、最終年は100.00%となる。

発行会社が下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額の支払義務を負うこととなり、かつそのときに有効な韓国、その下部行政主体またはその徴税権者の法令によって発行会社がかかる追加額の全額の支払いを禁じられている場合、発行会社は実務上可能な限り速やかに、ただし、いかなる場合も(i)発行会社にかかる追加額の支払義務を生ぜしめた事由の発生日または(ii)かかる法令の発効日のいずれか遅い日から40日以内に、その時点で未償還の本社債の全部(一部は不可)を上記に定める償還価格で経過利息を付してかかる法令の制限に従って償還する。

本「償還の方法 - (2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員2名が署名し、その償還予定期日とともに発行会社がかかる償還を行う権利を有しておりこれを選択するかまたはかかる償還を行う義務を負っている旨、および発行会社が償還を行う権利または義務の前提条件が成就したことを示す事実を記載した証明書、ならびに、発行会社が当該変更もしくは改正により現在かかる追加額の支払義務を負っているかもしくは将来かかる追加額の支払義務を負うこととなる旨および発行会社がかかる償還の義務を負う場合には発行会社がかかる法令によりかかる追加額の支払いを禁じられている旨を述べる定評ある独立の法律顧問の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、発行会社により償還予定期日より少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる財務代理人に対する証明書および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

社債の要項において、本社債の元金には、本「償還の方法 - (2)」に基づき支払われるべきプレミアムがある場合、これを含むものとみなす。

(3) 買入消却

発行会社は、公開市場等においていかなる価格でも本社債を随時買入れ、それらを保持し、転売または消却することができる。ただし、適用法令および振替機関連業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

<第(未定)回変動利付円貨社債>

(1) 満期償還

本社債は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、(未定)年(未定)月(未定)日に本社債の金額の100%で日本円により償還される。ただし、この日が東京営業日でない場合、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げる(これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合、償還期日は直前の東京営業日に繰上げられる。)。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

(2) 税務上の理由による償還

(i)本社債の発行日以後に有効となった、韓国、その下部行政主体もしくはその徴税権者の法令の変更もしくは改正または現在適用ある課税免除の廃止を含めたかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更の結果、次回の利払日に発行会社が追加額(下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。)の支払義務を負っているかまたは負うこととなる場合で、かつ(ii)発行会社のとることが可能な合理的な手段によってかかる義務を回避できない場合、発行会社は、その選択により利払日において、本社債の全部(一部は不可)を下記の償還価格で償還期日(その日を含まない。)までの経過利息を付して償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。

(未定)年(未定)月(未定)日以前	本社債の金額の(未定)%
(未定)年(未定)月(未定)日から	
(未定)年(未定)月(未定)日まで	本社債の金額の(未定)%
(未定)年(未定)月(未定)日以降	本社債の金額の100.00%

(注) 税務上の理由による償還は、満期までの1年間ごとの期間について各回号の社債の要項に定める償還価格で行われ、その償還価格は毎年0.25%ずつ低減され、最終年は100.00%となる。

発行会社が下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額の支払義務を負うこととなり、かつそのときに有効な韓国、その下部行政主体またはその徴税権者の法令によって発行会社がかかる追加額の全額の支払いを禁じられている場合、発行会社は実務上可能な限り速やかに、ただし、いか

なる場合も(i)発行会社にかかる追加額の支払義務を生ぜしめた事由の発生日または(ii)かかる法令の発効日のいずれか遅い日から40日以内に、その時点で未償還の本社債の全部(一部は不可)を上記に定める償還価格で経過利息を付してかかる法令の制限に従って償還する。

本「償還の方法 - (2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員2名が署名し、その償還予定期日とともに発行会社がかかる償還を行う権利を有しておりこれを選択するかまたはかかる償還を行う義務を負っている旨、および発行会社が償還を行う権利または義務の前提条件が成就したことを示す事実を記載した証明書、ならびに、発行会社が当該変更もしくは改正により現在かかる追加額の支払義務を負っているかもしくは将来かかる追加額の支払義務を負うこととなる旨および発行会社がかかる償還の義務を負う場合には発行会社がかかる法令によりかかる追加額の支払いを禁じられている旨を述べる定評ある独立の法律顧問の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、発行会社により償還予定期日より少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる財務代理人に対する証明書および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

社債の要項において、本社債の元金には、本「償還の方法 - (2)」に基づき支払われるべきプレミアムがある場合、これを含むものとみなす。

(3) 買入消却

発行会社は、公開市場等においていかなる価格でも本社債を随時買入れ、それらを保持し、転売または消却することができる。ただし、適用法令および振替機関係業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

担 保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、非劣後かつ下記「財務上の特約 - (1)」に従う無担保の債務を構成し、本社債相互の間で同順位であり、また、適用ある法律の強行的規定によって優先する債務を除き、発行会社のその他のすべての現在および将来の無担保(下記「財務上の特約 - (1)」に従う。)かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である。

財務上の特約

(1) 担保提供制限

発行会社は、本社債が未償還である限り、国際投資証券(以下に定義する。)の保有者のために以下のいずれかの支払いを担保する発行会社の財産、資産または収益(現在または将来のいずれのものであるかを問わない。)の全部または一部に対する抵当権、負担、質権その他の担保権を設定せず、また存続させない。

- (a) 国際投資証券に関してなされるべき支払い
- (b) 国際投資証券に関する保証に基づく支払い

(c) 国際投資証券に関する補償その他の類似の義務に基づく支払い

ただし、かかる場合において、かかる国際投資証券の保有者のために提供されるのと同じ担保権を本社債に対して同時に付する場合または特別決議（下記「社債権者集会 - (3)」に定義する。）により当該目的のために承認されるその他の担保権を本社債に対して同時に付する場合、この限りでない。

疑義を避けるために付言すれば、上記にかかわらず、発行会社によるカバード・ボンドの発行およびこれを目的とする発行会社の財産、資産または収益（現在または将来のいずれのものであるかを問わない。）の一部を分離または区分する取決めは許容される。ただし、かかるカバード・ボンドの発行およびかかる取決めが、それぞれ韓国のカバード・ボンド発行法に従って行われ、かつ、かかる財産、資産および収益が、カバード・ボンド保有者のために優先権の付与され得る資産プールの一部を構成するものとされることを条件とする。

本「財務上の特約 - (1)」において、「国際投資証券」とは、ある者のノート、ボンド、ディベチャー、譲渡性預金証書または投資証券のうち、(a)その条項により韓国ウォン以外の通貨で支払われるべきかもしくは支払いを受領する権利を付与するもの、または、韓国ウォン建てその元本総額の2分の1超が発行会社によりもしくは発行会社の承認によって韓国外で当初販売されるもので、かつ、(b)韓国外の証券取引所、店頭市場その他の証券市場において、建値され、上場され、もしくは通常に取引されるか、またはそのように予定されるものであり、(c)(x)韓国の資産流動化に関する法律（またはその他の類似の韓国法）に基づく流動化計画に従って発行された証券、または(y)一般的に資産担保証券とみなされ、その条項により一定の期間内に金銭となる受取債権その他の金融資産（確定およびリボルビング型の双方を含む。）の分離されたプールのキャッシュ・フローによって主として履行される証券もしくは証書にはあたらないものをいう。

本「財務上の特約 - (1)」に基づき担保権が本社債に対して付される場合、発行会社は、本「財務上の特約 - (1)」および適用法令に従い、かかる担保権を本社債に対して付与するために必要な一切の手続（かかる担保権の適法かつ有効な設定および対抗要件具備を含むが、これらに限定されない。）を行うか、または行わせしめる。かかる担保権の適法かつ有効な設定および対抗要件具備を含む（ただし、これらに限定されない。）かかる手続が完了した場合、発行会社は、かかる担保権が本「財務上の特約 - (1)」および適用法令に従って適法かつ有効に設定されかつ対抗要件が具備された旨を本社債権者に対して公告する。かかる担保権の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

(2) その他の条項

債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「摘要 - 2 債務不履行事由」を参照のこと。

社債権者集会

(1) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社のために行う財務代理人に対して財務代理人の本店において請求する場合（かかる本社債権者は財務代理人に対して保有証明書（下記「摘要 - 2 債務不履行事由」に定義する。）を提示しなければならない。）、または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対して社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

- (2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対してその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対して保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要 - 4 支払い - (イ)」に定義する。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。
- (3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議を要する。
- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）
 - (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
 - (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および委任される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更
 - (d) 社債の要項の条項に基づいて特別決議が要求されているその他の事項
- 「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額にかかる議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。
- 社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。
- 上記にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき本社債権者の全員が書面または（発行会社が電磁的方法による同意の意思表示を許可する場合は）電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。本段落に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知する。
- (4) 本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたものとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (5) 本「社債権者集会」において、発行会社、その持株会社もしくは子会社またはかかる持株会社の他の子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (7) 本「社債権者集会」の手續に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授権を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに合意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の訴状その他の裁判上の書類の権限ある受取人として日本国東京都の株式会社S B J銀行代表取締役を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒108-0014東京都港区芝五丁目36番7号に所在のある株式会社S B J銀行本店のその時々々の住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任のかかる権限ある受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに書面により通知し、その旨を本社債権者に対して速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

1 信用格付

(イ) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、格付の付与を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）に依頼しており、本社債の発行条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

なお、発行会社は、本書提出日現在、JCRからAAの外貨建長期発行体格付を付与されている。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」の右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<https://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(口) 無登録格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、格付の付与を、ムーディーズ・レーティングス（以下「ムーディーズ」という。）（信用格付業者として登録されていない。）に依頼しており、本社債の発行条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

なお、発行会社は、本書提出日現在、ムーディーズからAa3の無担保シニア債務格付を付与されている。

(注) ムーディーズは、金融庁の監督および登録格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズについては、そのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、ムーディーズは、上記信用格付業者の特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ (<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>) の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、公表されている。

2 債務不履行事由

<第（未定）回円貨社債>

以下に掲げる一つまたは複数の事由の発生および継続は、債務不履行事由（以下、本社債についてそれぞれを「債務不履行事由」という。）を構成する。

- (a) 不払い 本社債に関する利息の支払いについて、その支払われるべき期日に支払いがなされず、その後当該不履行が14日間治癒されなかった場合。
- (b) その他の義務の不履行 本社債に基づくまたは本社債に関する発行会社のその他の義務の履行または遵守がなされず、かつ、かかる不履行が、本社債権者により財務代理人の本店において発行会社に対してかかる不履行についての書面による最初の通知（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、振替機関または関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。）がなされた後30日間治癒されなかった場合。
- (c) クロス・アクセラレーション (i)総額10,000,000米ドル（または一つもしくは複数のその他通貨による相当額）を超える発行会社の本負債（以下に定義する。）について、(x)発行会社の不履行によって期限の利益を喪失したためその支払期日より前に期限が到来した場合、もしくは(y)その支払満期日（もしあれば、猶予期間により延長された期日）に発行会社により返済されず、その後も返済されていない場合、または(ii)その他の『者』（以下に定義する。）の本負債に関して発行会社が付与した保証について、期日が到来しその履行を請求された後に履行されず、その後も履行されていない場合。ただし、上記(i)(x)の場合、当該本負債についての当該不履行が是正または当該不履行による権利が放棄された場合、本社債における本不履行についても是正かつ権利が放棄されたものとみなされる。

- (d) 破産等 管轄権を有する裁判所または行政その他の政府機関もしくは当局が、発行会社について現在もしくは将来有効な破産、支払不能、更生、強制和議もしくはそれらに類する法律に基づく強制的な手続において救済決定もしくは救済命令を行った場合、発行会社もしくはその財産の相当部分のための管財人、清算人、管理人、保管人、受託者、特別財産管理人もしくはそれらに類する公職者を任命する決定もしくは命令を行った場合、発行会社の清算、解散もしくは事業の清算を命ずる決定もしくは命令を行った場合、またはその他の発行会社の破産もしくは支払不能に関する宣告もしくは認定がなされた場合で、かかる決定または命令が45日間継続して手続の中止なしに効力を維持する場合。
- (e) 任意手続 発行会社が、現在もしくは将来有効な破産、支払不能、更生、強制和議もしくはそれらに類する法律に基づく手続を自ら開始した場合、かかる法律のいずれかに基づいて強制的に行われた手続において救済命令に同意した場合、発行会社もしくはその財産の相当部分のための管財人、清算人、管理人、保管人、受託者、特別財産管理人もしくはそれらに類する公職者の任命もしくはそれらによる占有の取得に同意した場合、その事業の全部もしくは実質的に全部を停止した場合、債権者のために一般的に財産委付を行った場合、債権者との間で和議を行った場合、または前記各手続を進めるための会社としての行為を行った場合。

いずれの債務不履行事由の場合も、各本社債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行会社に対して、当該本社債権者によるまたは当該本社債権者のための書面による通知をなすことにより（かかる通知に際しては、当該通知を行う本社債権者の保有証明書を添えなければならない。）、直ちに当該本社債権者の保有するいずれの本社債についても期限の利益の喪失を宣言することができ、かかる場合、財務代理人が発行会社のためにかかる通知を受領する前にすべての債務不履行事由が治癒された場合を除き、当該本社債は、更なる措置または手続を講ずることなく直ちに当該本社債の金額の100%でその日（その日を含む。）までの経過利息を付して支払われる。ただし、上記(d)および(e)に掲げる債務不履行事由のいずれかが発生した場合、その時点で未償還のすべての本社債は、いかなる通知、宣言、措置または手続をも講ずることなく、自動的かつ直ちに本社債の金額の100%でその日（その日を含む。）までの経過利息を付して支払われる。

(x)上記(b)ないし(e)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または(y)時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由のいずれかが発生する事態が生じた場合、発行会社は、直ちに（ただし、上記(y)の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに）、かかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。また、上記(a)に掲げる事由が発生したか、または時の経過によりかかる事由が発生することとなる事態が生じた場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。

本「摘要 - 2 債務不履行事由」において、以下の用語は以下に記載の意味を有する。

「本負債」とは、(i)ある『者』によって借り入れられた金銭に関するその『者』の負債、(ii)手形引受または荷為替信用供与に基づくある『者』の負債、(iii)ある『者』が負担する手形、ボンド、ディベンチャー、ノートまたは類似の証書に基づくある『者』の負債、(iv)韓国において一般に公正妥当と認められた会計原則または韓国採択国際会計基準に従って、財務報告のために資産計上が要求されるリースに基づくある『者』の義務、(v)その取得から6か月を超える期間に渡ってその支払いが繰り延べられる資産の取得費用に関して、ある『者』が締結した証書に基づき負担する金銭に関するある『者』の負債（実際の負債であるか偶発的な負債であるかを問わない。）、および(vi)他の者の負債の支払いを債権者のために確保することを目的とした保証、担保、補償その他の約定に基づくある『者』の負債（実際の負債であるか偶発的な負債であるかを問わない。）に関連するかまたはそれらに関する金銭の支払いまたは返済のためにある『者』が発生させ、負担しまたは引受けた一切の義務をいう。

「『者』」とは、個人、企業、法人、会社、組合、合弁、社団、団体、国家、国家機関またはその他の法主体をいい、個別の法人格を有しているか否かを問わない。

本「摘要 - 2 債務不履行事由」の手續に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

<第(未定)回変動利付円貨社債>

以下に掲げる一つまたは複数の事由の発生および継続は、債務不履行事由(以下、本社債についてそれぞれを「債務不履行事由」という。)を構成する。

- (a) 不払い 本社債に関する利息の支払いについて、その支払われるべき期日に支払いがなされず、その後当該不履行が14日間治癒されなかった場合。
- (b) その他の義務の不履行 本社債に基づくかまたは本社債に関する発行会社のその他の義務の履行または遵守がなされず、かつ、かかる不履行が、本社債権者により財務代理人の本店において発行会社に対してかかる不履行についての書面による最初の通知(当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、振替機関または関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書(以下「保有証明書」という。)を提示しなければならない。)がなされた後30日間治癒されなかった場合。
- (c) クロス・アクセラレーション (i)総額10,000,000米ドル(または一つもしくは複数のその他通貨による相当額)を超える発行会社の本負債(以下に定義する。)について、(x)発行会社の不履行によって期限の利益を喪失したためその支払期日より前に期限が到来した場合、もしくは(y)その支払満期日(もしあれば、猶予期間により延長された期日)に発行会社により返済されず、その後も返済されていない場合、または(ii)その他の『者』(以下に定義する。)の本負債に関して発行会社が付与した保証について、期日が到来しその履行を請求された後に履行されず、その後も履行されていない場合。ただし、上記(i)(x)の場合、当該本負債についての当該不履行が是正または当該不履行による権利が放棄された場合、本社債における本不履行についても是正かつ権利が放棄されたものとみなされる。
- (d) 破産等 管轄権を有する裁判所または行政その他の政府機関もしくは当局が、発行会社について現在もしくは将来有効な破産、支払不能、更生、強制和議もしくはそれらに類する法律に基づく強制的な手續において救済決定もしくは救済命令を行った場合、発行会社もしくはその財産の相当部分のための管財人、清算人、管理人、保管人、受託者、特別財産管理人もしくはそれらに類する公職者を任命する決定もしくは命令を行った場合、発行会社の清算、解散もしくは事業の清算を命ずる決定もしくは命令を行った場合、またはその他の発行会社の破産もしくは支払不能に関する宣告もしくは認定がなされた場合で、かかる決定または命令が45日間継続して手續の中止なしに効力を維持する場合。
- (e) 任意手續 発行会社が、現在もしくは将来有効な破産、支払不能、更生、強制和議もしくはそれらに類する法律に基づく手續を自ら開始した場合、かかる法律のいずれかに基づいて強制的に行われた手續において救済命令に同意した場合、発行会社もしくはその財産の相当部分のための管財人、清算人、管理人、保管人、受託者、特別財産管理人もしくはそれらに類する公職者の任命もしくはそれらの者による占有の取得に同意した場合、その事業の全部もしくは実質的に全部を停止した場合、債権者のために一般的に財産委付を行った場合、債権者との間で和議を行った場合、または前記各手續を進めるための会社としての行為を行った場合。

いずれの債務不履行事由の場合も、各本社債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行会社に対して、当該本社債権者によるまたは当該本社債権者のための書面による通知をなすことにより(かかる通知に際しては、当該通知を行う本社債権者の保有証明書を添えなければならない。)、直ちに当該本社債権者の保有するいずれの本社債についても期限の利益の喪失を宣言することができ、かかる場合、財務代理人が発行会社のためにかかる通知を受領する前にすべての債務不履行事由が治癒された場合を除き、当該

本社債は、更なる措置または手続を講ずることなく直ちに当該本社債の金額の100%でその日（その日を含まない。）までの経過利息を付して支払われる。ただし、上記(d)および(e)に掲げる債務不履行事由のいずれかが発生した場合、その時点で未償還のすべての本社債は、いかなる通知、宣言、措置または手続をも講ずることなく、自動的かつ直ちに本社債の金額の100%でその日（その日を含まない。）までの経過利息を付して支払われる。

(x)上記(b)ないし(e)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または(y)時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由のいずれかが発生する事態が生じた場合、発行会社は、直ちに（ただし、上記(y)の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに）、かかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。また、上記(a)に掲げる事由が発生したか、または時の経過によりかかる事由が発生することとなる事態が生じた場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面により通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。

本「摘要 - 2 債務不履行事由」において、以下の用語は以下に記載の意味を有する。

「本負債」とは、(i)ある『者』によって借り入れられた金銭に関するその『者』の負債、(ii)手形引受または荷為替信用供与に基づくある『者』の負債、(iii)ある『者』が負担する手形、ポンド、ディベンチャー、ノートまたは類似の証書に基づくある『者』の負債、(iv)韓国において一般に公正妥当と認められた会計原則または韓国採択国際会計基準に従って、財務報告のために資産計上が要求されるリースに基づくある『者』の義務、(v)その取得から6か月を超える期間に渡ってその支払いが繰り延べられる資産の取得費用に関して、ある『者』が締結した証書に基づき負担する金銭に関するある『者』の負債（実際の負債であるか偶発的な負債であるかを問わない。）、および(vi)他の者の負債の支払いを債権者のために確保することを目的とした保証、担保、補償その他の約定に基づくある『者』の負債（実際の負債であるか偶発的な負債であるかを問わない。）に関連するかまたはそれらに関する金銭の支払いまたは返済のためにある『者』が発生させ、負担しまたは引受けた一切の義務をいう。

「『者』」とは、個人、企業、法人、会社、組合、合弁、社団、団体、国家、国家機関またはその他の法主体をいい、個別の法人格を有しているか否かを問わない。

本「摘要 - 2 債務不履行事由」の手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

3 合併制限等

(イ) 発行会社は、他の法人に吸収合併されず、他の法人と新設合併せず、また他の法人に発行会社の全部または実質的に全部の財産および資産の売却、譲渡、移転またはリースをしてはならない。ただし、以下のすべてを満たす場合、この限りでない。

- (a) 発行会社を吸収合併する法人、新設合併により設立される法人または発行会社の全部もしくは実質的に全部の財産および資産を売却、譲渡もしくは移転により取得するかもしくはかかる財産および資産をリースする法人（以下「承継法人」という。）が韓国の法律に基づき設立され存続する法人であり、かつ、承継法人が、法的作用による包括承継として自動的に、または場合により承継法人および/もしくは発行会社により財務代理人と締結される追補契約により明示的に、本社債すべてに関する元金および利息の期日における適正な支払い、ならびに発行会社の本社債および財務代理契約上のすべての誓約および義務の期日における適正な履行を引受ける場合。
- (b) かかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースの効力発生直後に、債務不履行事由および時の経過もしくは通知の付与またはその双方により債務不履行事由となる事由が発生および継続しない場合。
- (c) 発行会社および承継法人が本「摘要 - 3 合併制限等」により企図された取引に必要な適用ある法律のすべての要件を遵守している場合。

(d) 発行会社が、財務代理人に対して、かかる取引が上記(a)、(b)および(c)に記載ある条件を遵守して効力が生ずる旨を述べる発行会社の適式に授權された役員2名により署名された証明書、ならびにかかる取引が上記(a)および(c)に記載ある条件を遵守して効力が生ずる旨を述べる韓国の定評ある独立の法律顧問の意見書を交付している場合。

疑義を避けるために付言すれば、本「摘要 - 3 合併制限等」により、他の法人の発行会社への吸収合併、または発行会社による他の法人の株式もしくは資産の取得は、禁止されない。

(ロ) かかる上記「摘要 - 3 合併制限等 - (イ)」に従った吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースにより、かかる承継法人は、本社債権者の同意を得ることなく、また、本社債権者のためのいかなる手続も要することなく(ただし、疑義を避けるために付言すれば、本「摘要 - 3 合併制限等 - (イ) および(ハ)」に服するものとする。)、あたかも元来本社債の発行会社および財務代理契約に基づく発行会社であったのと同様に、発行会社を承継し、発行会社を代替し、発行会社の本社債および財務代理契約に基づくあらゆる権利および権能を行使することができ、かつ発行会社の本社債および財務代理契約に基づくすべての義務に服し、発行会社は、本社債および財務代理契約に基づく債務者としての義務から免責される。

(ハ) かかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースが発行会社の株主に対してその決議または承認を得るために提案されるときより前に(ただし、実務上可能かつ適法である場合に限る。)、さらにかかる吸収合併、新設合併、売却、譲渡、移転またはリースの効力発生後に、発行会社または場合により承継法人は、速やかに財務代理人に書面によりその旨通知し、かつ速やかに本社債に基づく発行会社のすべての義務の承継法人による承継または引受けを含む関連事項を本社債権者に対して公告する。本「摘要 - 3 合併制限等」の手続に必要な一切の費用は、発行会社または場合により承継法人が負担する。

上記「摘要 - 3 合併制限等 - (イ)」の上記証明書および意見書は、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

4 支払い

<第(未定)回円貨社債>

(イ) 本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関係業務規程等に従って、本社債権者が機構加入者の場合には直接に、その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)を通じて行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。

(ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行営業日(以下「東京営業日」という。)ではない場合、本社債権者は翌東京営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受ける権利を有さず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息またはその他の追加支払いを受ける権利を有しない。

(ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対して当該受領がなされた旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払

日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

<第(未定)回変動利付円貨社債>

- (イ) 本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、本社債権者が機構加入者の場合には直接に、その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)を通じて行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。
- (ロ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対して当該受領がなされた旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

5 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債の元金および利息の一切の支払いは、韓国、その下部行政主体もしくはその徴税権者によりまたはそれらのために課されまたは徴収される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除をも行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合は、この限りでない。かかる場合、発行会社は、かかる源泉徴収または控除が行われた後に本社債権者が受領する純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本社債について受領し得たであろう元金および利息の各金額と同額となるために必要な追加額(以下「追加額」という。)を支払う。ただし、本社債に関して、当該本社債の単なる保有以外の韓国、その下部行政主体もしくはその徴税権者との関連を有するために当該本社債に関して公租公課を課される本社債権者に対する支払いまたはかかる本社債権者のための支払いの場合、追加額は支払われない。
- (ロ) 本「1 社債(短期社債を除く。)の募集」において、元金または利息には、本「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

6 本社債券の不発行

本社債の社債券(以下「本社債券」という。)は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用

ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

本社債券の発行に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

7 時 効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

8 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、財務代理人の本店に備置く。

9 通貨の補償

本社債の元金、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされるかまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関連して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、(i)かかる判決または命令のために日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決または命令(またはその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

10 韓国の租税

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

以下の概要は、本書の日付現在有効な韓国税法以外の法律について説明することを意図したものではない。以下の韓国の税務上の考慮事項の概要は、次のいずれにも該当しない場合、発行会社の社債(本社債を含む。)の保有者に適用される。

- ・ 韓国の居住者
 - ・ 韓国内に所在する登録本店もしくは主要事務所を有する法人または韓国で有効な管理が行われている法人
 - ・ 関連所得がそれに帰せられるかまたは関連所得がそれに実質的な関連を有する恒久的施設または固定的施設(以下「恒久的施設」という。)を通じて韓国国内における取引または事業に従事している者
- 韓国の居住者ではない個人または外国法人(以下「非居住者」という。)に対する課税は、当該非居住者が、韓国国内に恒久的施設を有しているか否かにより異なる。韓国国内に恒久的施設を有しない非居住者に対する課税については、以下に記載される。韓国国内に恒久的施設を有する非居住者に対する課税には、別の規則が適用される。

韓国の租税特例制限法(以下「租税特例制限法」という。)では、発行会社が韓国国外で発行し、非居住者が所有する外貨建社債に係る利息および一定の手数料に対する個人所得税および法人所得税は免除される。韓国の税当局は、韓国税法のもとでは、社債の償還に係る割増金は、一定の事実関係の下では利子所得

とみなされるべきであるとの公式見解を公表した。外貨建社債については、かかる社債が韓国国外で発行された場合に限り、その利息は課税対象とならない。

韓国税法のもとでは、韓国国内に恒久的施設を有しない非居住者による別の非居住者に対する社債の譲渡（かかる非居住者の韓国国内の恒久的施設に対するものである場合を除く。）による所得は、韓国の課税対象とはならない。さらに、韓国国外で行われた社債の譲渡により非居住者が得た所得も、かかる社債が租税特例制限法上の韓国国外で発行された外貨建社債である場合には、租税特例制限法に基づき現在韓国の課税対象となっていない。

将来の法律の変更により、租税特例制限法に定める免税が廃止された場合は、上記の利息の支払いには、韓国の源泉徴収税が課せられる可能性がある。韓国と日本の間の所得税の二重課税回避および脱税防止に関する条約（以下「日韓租税条約」という。）では、日本の居住者に対して発行会社が支払う利息および前述の追加的な支払い（利子所得とみなされる場合。）には、10%を上限とする税率（地方所得税を含む。）で源泉徴収税が課せられる。また、日韓租税条約によれば、社債の譲渡所得に係る租税は、譲渡人が居住する国においてのみ課せられる。

利子などの一定の韓国源泉所得に対し適用ある租税条約に基づく軽減税率の恩恵を非居住者が受けるためには、韓国税法は、一定の例外が適用される場合を除き、かかる非居住者（またはその代理人）に対し、かかる韓国源泉所得を受領する前に、軽減税率適用届出書を韓国源泉所得の受益者の身元を証明する書類（非居住者の居住国の管轄税務当局により発行された居住地証明書を含む。）とともに、かかる韓国源泉所得の支払者に提出することを義務付けている。2025年7月31日に発表された改正案によれば、2026年1月1日以降に支払われる韓国源泉所得に対する軽減税率適用届出書は、当該所得の支払日が属する年の翌年の2月末日までに管轄税務当局に提出しなければならない。韓国源泉所得が海外の投資ビークルを通じて非居住者に支払われる場合、かかる投資ビークルは、かかる韓国源泉所得の受益者であるそれぞれの非居住者から租税条約に基づく軽減税率適用届出書を、韓国源泉所得の受益者の身元を証明する書類（納税上の居住地証明書を含む。）とともに取得し、かかる韓国源泉所得の支払者に、海外投資ビークル報告書を、かかる所得の受益者についての明細書および受益者から受領した軽減税率適用届出書とともに提出しなければならない。海外投資ビークルとは、投資対象の取得、処分またはその他投資することにより、投資勧誘を通じて集めた資金を運用し、かかる運用の成果を投資家に分配する韓国外に設立された組織を意味する。

譲渡収益などの一定の韓国源泉所得に関する日韓租税条約に基づく免税を受けるためには、非居住者である譲渡人は、譲渡代金の受領前に韓国源泉所得の受益者の身元を証明する書類（譲渡人の居住国の管轄税務当局により発行された居住地証明書を含む。）を添付した免除届出書を提出しなければならない。かかる届出書は、韓国源泉所得の最初の支払日の翌月の9日までに管轄税務当局に提出しなければならない。一定の例外に服するが、海外投資ビークルは各受益者から免除届出書を、韓国源泉所得の受益者の身元を証明する書類（受益者の税務上の居住地証明書を含む。）とともに回収し、海外投資ビークル報告書を、かかる所得の受益者についての明細書およびその受益者の免除届出書とともに提出しなければならない。

非居住者によって提出された軽減税率適用届出書および/または免除届出書は提出日から3年間有効であるが、かかる届出書の記載事項に重要な変更が生じた場合は、かかる変更を反映した届出書を新たに提出しなければならない。ただし、かかる証明は、上記の租税特例制限法を含む韓国税法に基づく免税には適用されない。

さらに、2022年1月1日から、(i)適用ある租税条約に基づき、海外投資ビークルが設立国において納税義務を負っているかまたは海外投資ビークルが韓国源泉所得の受益者とみなされており、かつ(ii)韓国源泉所得が租税条約に基づく租税条約上の優遇措置の対象として適格である場合、海外投資ビークルは、韓国源泉所得の受益者であるとみなされる。韓国と当該海外投資ビークルの居住国との間の租税条約上の優遇措置

は、韓国の税法に規定される一定の要件に従い、当該海外投資ビークルに支払われる当該所得に対して適用される。

相続税は、相続の発生時に被相続人が韓国の居住者であるか、または相続した資産が韓国に所在する場合に課せられる。贈与税は、一般的に贈与時に受贈者が韓国の居住者である場合、または贈与された資産が韓国に所在する場合に課せられる。相続税および贈与税は、相続財産または贈与財産の価値が一定の上限を超えている場合に課せられ、その税率は、当該財産の価値および当事者に応じて10%から50%と様々である。とりわけ、相続財産または贈与財産の価値および当事者に応じて決定される。現時点において韓国は相続税および贈与税に関する租税条約を締結していない。

韓国の相続税および贈与税を決定する際に、韓国において設立された法人が発行した社債は、その実際の所在地または所有者にかかわらず、韓国国内に所在する財産とみなされる。

韓国において作成された一部の書類にかかる名目的な印紙税を除き、社債の発行に関し、韓国において社債所持人により支払われるべき印紙税、発行税または登録税はない。社債の譲渡については有価証券取引税は課されない。

11 日本の租税

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
(未定)	(未定)	(未定)

(2)【手取金の使途】

本社債の発行による正味手取金額は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」の「適格移行資産 および適格クライテリア」に記載する適格クライテリアを満たす適格移行資産のファイナンスおよび/またはファイナンスに限定して使用され、発行後24か月以内に、主に国家の低炭素移行において優先度の高い業種、特に化学関連活動への融資に配分される。

第2【売出要項】

該当事項なし

募集又は売出しに関する特別記載事項

新韓銀行トランジションボンド・フレームワーク (Transition Bond Framework)

当行は、気候変動対策を事業戦略の重要な柱と位置付けており、カーボンニュートラルを実現するための包括的な取り組みを行っている。2020年9月、当行は赤道原則に加盟する初の韓国の商業銀行となり、2021年以降、年次報告書の発行によりその実施状況を透明性をもって開示している。

グループ・レベルでは、新韓フィナンシャル・グループ（以下「当グループ」という。）は、2050年ネットゼロ戦略「ゼロカーボン・ドライブ」を2020年に策定し、金融を通じたカーボンニュートラルの実現を目指すとともに、科学基盤削減目標イニシアチブ（SBTi）を通じたスコープ1および2の炭素削減目標について承認を取得し、2044年までにグループ内部の炭素排出量ゼロ、2050年までにネットゼロを達成するためのロードマップを策定した。

当グループは、炭素集約型産業に対する融資および金融支援などのエクスポージャーを削減することは、資金提供に基づく排出量の削減手段ではあるものの、気候変動の根本的な問題を解決するものではないことを認識している。むしろ、投資を引き揚げられた企業は、炭素削減規制が比較的緩やかなノンバンクから引き続き資金調達を受ける可能性があり、銀行が投資の引き揚げにより企業との関係を維持できなくなった場合、銀行は排出量削減に関する助言を行うことができなくなる。そのため、当グループは、炭素集約型産業への金融支援を停止する代わりに、2023年にトランジション・ファイナンス方針を策定することで、トランジション・ファイナンスを支援してきた。

当行は、新韓銀行トランジションボンド・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）の発表によって、既存の新韓銀行の持続可能な開発目標に関するファイナンス・フレームワーク（以下「SFF」という。）を補完する手法を提供してトランジション・ファイナンス活動を特定することを目指している。本フレームワークは、既存のSFFの対象範囲外の適格移行資産への融資に当たっての当行の意思決定プロセス

の信頼性を高め、排出削減が困難な炭素集約型産業の移行を支援し、当グループのネットゼロ目標の達成に貢献する見込みである。

新韓銀行トランジションボンド・フレームワーク

トランジション・ファイナンスは、カーボンロックインの緩和、経済的移行コストの効率的な配分および炭素集約型産業全体に対する低炭素技術への移行に向けた個別の支援の提供において極めて重要な役割を担っている。さらに、トランジション・ファイナンスは、急激な環境規制による産業競争力の低下や雇用の不安定性を軽減し、移行コストを段階的に配分することで経済の安定を促進する。脱炭素化目標を設定し、各産業の特性や技術水準を考慮した個別の支援を提供する。

当行にとって、トランジション・ファイナンスは、高炭素産業の低炭素レベルへの移行を支援する移行活動に必要な資金を提供すると同時に、当グループのカーボンニュートラルとポートフォリオ移行の取り組みに貢献する手段である。

1. トランジションボンド・フレームワークの目的および範囲

本フレームワークは、当行がトランジションボンドを発行するための明確かつ透明性および信頼性のあるアプローチを定めている。本フレームワークは、当行のネットゼロへの取り組み、韓国のカーボンニュートラル目標および赤道原則の加盟機関としての世界的なネットゼロ・アジェンダに一致している。

本フレームワークに基づくトランジション・ファイナンスは、特に炭素集約型で排出削減が困難な業種の当行の顧客が、温室効果ガス（GHG）排出量を削減し、気候関連リスクを管理し、信頼性の高い移行経路に沿うことを可能にすることを目指している。

本フレームワークは、SFFを補完するものである。SFFがグリーン、ソーシャルまたはサステナビリティのボンド、ローン、資産担保証券またはその他の債務商品の発行に関する当行のアプローチの概要を示すものであるのに対し、本フレームワークは、当行のトランジション・ファイナンス・プログラムが支援する移行資産の種類を特定するものであり、かかる資産は、必ずしもSFFの対象となるグリーン/ソーシャル資産とはみなされない可能性がある。

SFFとトランジションボンド・フレームワークの関係



本フレームワークは、国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）の2025年グリーンボンド原則⁽¹⁾に沿って構成されており、以下の4つの中核要素に従う。

1. 調達資金の用途
2. プロジェクトの評価および選定のプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング

さらに、本フレームワークは、以下のガイドラインに沿って構成されている。

- ・ ICMAのクライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（2023年版）⁽²⁾
- ・ 日本国の経済産業省、環境省および金融庁が共同で公表したクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（2025年版）⁽³⁾

当行は、トランジション・ファイナンスについて国際的な議論が継続中であることを認識していることから重要な進展を全力で注視しており、また、進化しつつある市場基準との整合性を確保するため、本フレームワークを随時更新する可能性がある。

2. 調達資金の用途

トランジションボンドの正味手取金に相当する金額は、適格クライテリアを満たす適格移行資産のファイナンスおよび/またはリファイナンスにのみ使用される。

リファイナンスの場合、当行は、本フレームワークに基づき発行されるトランジションボンドの発行日から最大36か月前までに資金調達が行われた適格移行資産を含めることができる。

本フレームワークに基づき発行されるトランジションボンドによる調達資金は、主に国家の低炭素移行において優先度の高い業種、特に化学関連活動への融資に配分される。当行は、本フレームワークの適用範囲を、将来の改訂版において、他の炭素集約型で排出削減が困難な業種へ拡大することを計画している。

適格移行資産および適格クライテリア

資産は、以下の条件すべてを満たす場合、適格と認定される。

- ・当該資産が、新韓フィナンシャル・グループ・グリーン アンド トランジション・ファイナンス戦略において「移行」（トランジション）に分類されること、および
- ・当該資産が、以下の適格クライテリア表に定める基準を満たすこと。

適格クライテリア表

適格移行資産 カテゴリー	適格クライテリア	国連のSDGs
有機基礎化学製品の製造	<p>以下の要件を満たす高付加価値化学製品（以下「HVC」という。）（エチレン、プロピレン、ブタジエン）および芳香族化合物の製造施設の建設、運営および保守。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間生産量の体積ベースで50%以上が、HVCおよび/または芳香族化合物であること。 ・生産された有機化学製品が、以下のライフサイクル温室効果ガス排出量閾値を満たす必要があること。 <ul style="list-style-type: none"> - HVC : HVC 1 トン当たり0.693 CO2換算トン - 芳香族化合物 : 原材料 1 トン当たり0.137361 CO2換算トン <p>HVCまたは芳香族化合物が完全にまたは部分的に再生可能原料から製造される場合、その製造された化学製品のライフサイクル温室効果ガス排出量が、化石燃料原料から製造される同等の化学製品のライフサイクル温室効果ガス排出量より少ないこと。</p> <p>定量化されたライフサイクル温室効果ガス排出量が、独立した第三者機関により検証されること。</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>
基礎化学製品の製造における廃熱回収	<p>基礎化学製品の製造による廃熱の回収施設（廃熱回収による蒸気発生施設を含む。）の建設、運営および保守。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>
二酸化炭素の点源回収	<p>水素製造工業施設における点源からの炭素回収施設の建設、運営および保守。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>

* 上表の適格クライテリアは、K-タクソノミーの他に、EUタクソノミーおよびサステナブル・ファイナンスのためのシンガポール・アジア・タクソノミー（SAT）により定義された「グリーン」または「トランジション」活動の適格要件および定量的な閾値を参照している。

以下の活動または産業への関与は、本フレームワークにおける適格性の検討対象から除外される。

- ・児童労働

- ・アダルト・エンターテイメント
- ・武器
- ・アルコール
- ・たばこ
- ・化石燃料の生成および化石燃料の輸送
- ・食料生産に適した原料由来のバイオマス
- ・原子力発電
- ・25メガワットを超える発電能力を備えた大規模な水力発電プロジェクトで、まだ建設されていないもの

3. プロジェクトの評価および選定のプロセス

プロジェクトの評価および選定は、トランジションボンドによってファイナンスおよび/またはリファイナンスが行われる資産が適格クライテリアを満たし、低炭素経済への移行に対して有意義に貢献することを確保するための重要なプロセスである。

まず、新韓フィナンシャル・グループ・グリーン アンド トランジション・ファイナンス戦略に従って、潜在的な適格移行資産が各事業部門から選定される。次に、財務部が潜在的な移行資産を評価し、適格クライテリア表に規定された適格クライテリアを満たすかかる資産を選定する。選定後、トランジションボンド作業部会（以下「TBWG」という。）が、各適格移行資産の温室効果ガス排出削減量または回避量を検討し、それが相当量あり、明確かつ定量化が可能であるかどうかを評価する。TBWGは、適格移行資産のカーボンロックイン・リスクも検討して、特に、かかる資産が最適かつ利用可能な技術であるかどうか、また、技術的および経済的に実現可能な他の低炭素代替案が存在するかどうかを、現地の状況を考慮しながら判断する。

当行は、可能な場合には、本フレームワークに基づいて発行されるトランジションボンドによりファイナンスおよび/またはリファイナンスが行われる資産の企業の移行計画も評価する。

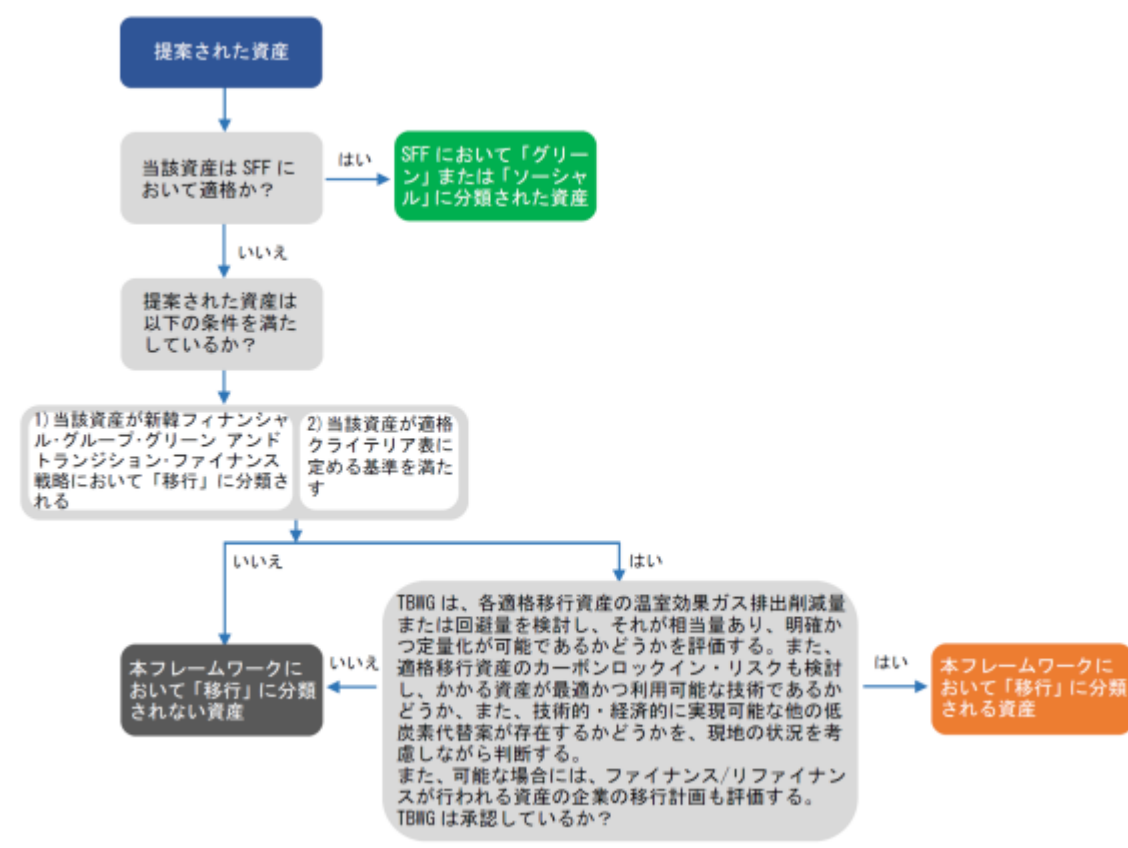
トランジションボンド作業部会

トランジションボンドを効果的に管理するため、当行は、以下の部署の上級代表者で構成されるトランジションボンド作業部会(TBWG)を立ち上げており、財務部がこれを調整している。

- ・財務部
- ・SDGs企画室
- ・共生金融部
- ・顧客ソリューション部
- ・プロジェクトファイナンス部
- ・不動産金融部
- ・投資銀行部
- ・戦略財務企画部

TBWGは、本フレームワークに基づき発行されるトランジションボンドのプロジェクトの選定の検証および発行後のレポートングについて責任を負う。重要な進展が生じた場合、TBWGはかかる資産を審査し、資産の代替に関する決定は、関連するTBWGメンバーの審査と承認を受ける。

意思決定マトリックスの図



4. 調達資金の管理

調達資金の配分を記録するため、専用の台帳（以下「台帳」という。）を設置する。財務部は、正式なプロセスを通じて調達資金を追跡することで、トランジションボンドの正味手取金、またはかかる正味手取金に相当する金額が、適格な移行資産のみに配分されることを確保する。

台帳には、以下を含む（ただし、これらに限定されない）情報が記載される。

1) トランジションボンドの詳細

- 条件決定日、満期日、元本金額、利率、ISINなど

2) 調達資金の詳細

- 適格移行資産の明細書（各適格移行資産、資産の概要、配分額、通貨などを含む。）
- 未配分調達資金の金額（および一時的な処理形態（利用可能な場合））

トランジションボンド発行後、TBWGは、少なくとも年1回会合を開いて調達資金の配分を検討し、また、配分済みのポートフォリオの適格性を確保する。配分済みの適格移行資産が本フレームワークに基づく適格性を喪失した場合（例えば、適格クライテリアを満たさなくなったか、資産が売却されたか、存続期間中に重大な環境および社会的な論争が生じた場合）、TBWGは、調達資金と同額を他の適格資産へ適時に再配分する。

一時的に未配分の調達資金は、当行の通常の流動性管理方針に従って、現金や市場証券などの短期流動性金融商品に預け入れられる。疑義を避けるために付言すれば、未配分調達資金の投資もSFFの除外基準に従う。

当行は、各トランジションボンド発行後24か月以内に、その調達資金を全額配分することを約束する。

5. レポーティング

当行は、発行から1年経過後、トランジションボンドの全額が配分されるまでの毎年、年次報告書の必要不可欠な部分として、調達資金の配分状況について投資家に対して情報を更新し、発行によって資金調達された資産に関する情報を共有する。

かかるレポートには以下の情報を掲載し、当行の公式ウェブサイトで容易に閲覧することができる。

5.1 資金充当レポーティング

- 各適格移行資産カテゴリーに配分される調達資金の金額および割合
- 可能な場合、資金手当てされた適格移行資産の明細書ならびに資産の概要、所在地、配分額など
- ファイナンスとリファイナンスの割合
- 資金手当てされた適格移行資産の選定例
- 未配分調達資金の金額

5.2 インパクト・レポーティング

当行は、関連する環境的影響指標についても可能な場合には報告するとともに、定量的指標の測定手法についても透明性をもって開示する。可能な場合、データの入手可能性および機密性を条件として、資産の環境的影響のレポーティングには、関連指標が用いられる。

以下に、報告すべき影響指標の例を示す。

適格移行資産カテゴリー	潜在的な影響 / 排出量指標
有機化学製品の製造	<ul style="list-style-type: none"> ・（予想）年間温室効果ガス排出削減量 / 回避量（CO2換算トン） ・製造されたHVCまたは芳香族化合物の炭素 / エネルギー強度
基礎化学製品の製造における廃熱回収	<ul style="list-style-type: none"> ・（予想）年間温室効果ガス排出削減量 / 回避量（CO2換算トン） ・廃熱回収による蒸気生産量（トン）
二酸化炭素の点源回収	<ul style="list-style-type: none"> ・（予想）CO2回収施設からの年間CO2排出回収量 ・（予想）年間CO2排出回避量

6. 外部レビュー

6.1 セカンドパーティ・オピニオン

当行は、本フレームワークおよび本フレームワークのICMAの2025年グリーンボンド原則、環境省のグリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2024年版⁽⁴⁾、ICMAのクライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（2023年版）ならびに経済産業省、環境省および金融庁が共同で公表したクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（2025年版）との適合性の評価のためにDNV社を任用しており、同社はセカンドパーティ・オピニオンを発行している。

本フレームワークおよびセカンドパーティ・オピニオンは、当行の公式ウェブサイト⁽⁵⁾に掲載されている。

6.2 発行後外部レビュー

当行は、本フレームワークに基づき発行されるトランジションボンドの調達資金の配分の外部レビューのために、独立した外部検証機関を任用する。

注記：

(1) 国際資本市場協会（ICMA）の2025年グリーンボンド原則

<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2025-updates/Green-Bond-Principles-GBP-June-2025.pdf>

(2) 国際資本市場協会（ICMA）のクライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（2023年版）

<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2023-updates/Climate-Transition-Finance-Handbook-CTFH-June-2023-220623v2.pdf>

(3) 経済産業省、環境省および金融庁が共同で公表したクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（2025年版）（日本語版のみ）

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition/basic_guidelines_on_climate_transition_finance_jpn_2025.pdf

(4) 環境省のグリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2024年版

https://greenfinanceportal.env.go.jp/pdf/greenbond_guideline_eng.pdf

(5) 本フレームワークは、以下のURLで公表される予定である。

<https://www.shinhan.com/en/index.jsp#300405010000>

(6) 上記URLで入手可能な情報は、あくまでも参考情報であり、本書の一部を構成しないことに留意されたい。

本社債への投資を検討する者が考慮すべき事項

本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資前に、本書に記載された他の情報とともに、投資に当たって検討すべき以下の要因を認識する必要がある。投資に関する判断を行う際に、投資家は、発行会社の状況ならびに本社債に関する利点およびリスクを含む本社債の募集要項を自ら検討すべきであり、自らの検討に依拠すべきである。以下に記載するリスクは、本社債に影響する可能性のある要因のすべてを網羅したものである。さらに、現時点で発行会社が了知していないかまたは現時点で発行会社が重要でないと考えているその他のリスクが、発行会社の業績、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。本社債の市場価格は、以下に限られるものではないが以下のリスクまたは要因の一つまたは複数が理由となって下落する可能性があり、それによって本社債への投資の全部または一部が失われる可能性がある。

市場金利

利息の日本円での支払いおよび元本の日本円での支払いが、本社債による支払いを構成する。したがって、満期まで、各本社債の価値は、日本円の市場金利の動向による影響を受ける。

変動利付円貨社債

変動利付円貨社債と固定利付円貨社債の主たる違いは、参照金利自体が一般的な市場環境によって変動し、定期的に調整されるため、変動利付円貨社債の受取利息は予測不能という点である。受取利息が変化するため、本社債権者は購入時に変動利付円貨社債の確定利回りを算定することができず、したがって当該投資収益率をより長い固定利息期間を有する投資の投資収益率と比較することができない。

ベンチマーク移行事由が発生した場合、営業日調整、営業日の定義、利率決定日、日割計算方法および代替金利の計算方法（代替する金利をTONAに相当するものとするために必要な調整要素を含む。）につき、必要な変更が行われる。代替する金利は、明白な誤りが存在しない限り、最終的であり、拘束力を有し、代替する金利の適用ならびに当該代替金利を適用するために行われる当該社債の要項（またはその他の文書）のその他の関連する調整および/または修正については、本社債権者の同意を要しない。

社債の要項に記載されたとおり、TONAが廃止されるか、または公表されなくなった場合、本社債の適用利率の計算に使用される適用利率は、変動利付円貨社債については上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 利息支払の方法」に記載された代替方法により決定される。かかる方法により、TONAが現行の形で日本銀行から公表もしくは提供されていた場合の本社債に係る支払額よりも低い利息の支払いとなるか、または当該支払いと時間の経過とともに関連しない利息の支払いとなる可能性がある。したがって、かかる本社債への投資は、従来の負債証券への同様の投資には伴わない重大なリスクを伴う可能性がある。

発行会社および/または新韓フィナンシャル・グループの信用格付および財政状態

発行会社は新韓フィナンシャル・グループの完全子会社である。発行会社または新韓フィナンシャル・グループの信用格付および財政状態に実際の変化があるかまたは変化が予想される場合、本社債の市場価値が影響を受ける可能性がある。

信用リスク

本社債はいかなる第三者によっても保証されず、本社債の元金金の支払いは発行会社のみ義務である。本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に左右される。発行会社の信用の悪化により、本社債を購入した投資家は損失を被る可能性がある。

流動性および流通市場

本社債は、新規に発行される有価証券であり、現時点では、取引市場はない。今後、本社債について取引市場が形成される保証はない。かかる市場が形成された場合においても、本社債は、以下を含む多数の要因によって募集価格より高い価格または低い価格で取引される可能性がある。

- ・市場金利
- ・発行会社および/または新韓フィナンシャル・グループの財政状態、財務成績および見通し
- ・韓国ウォンと日本円との外国為替レート
- ・韓国の政治および経済状況
- ・本社債に類似した有価証券の市場における状況

市場価値

償還前の本社債の価値は、市場金利の変動、発行会社および/または新韓フィナンシャル・グループの経営上および財務上の状態の変化ならびにそれらに応じた信用の外部評価の変化（信用格付機関による信用格付の変更など）によって変動する。したがって、本社債の価値が投資元本額を下回った場合に本社債が市場価値で評価される場合、投資家は、満期前に損失を被る可能性がある。さらに、本社債が満期前に売却される場合、その売却価格が投資元本額を下回る可能性がある。

税金

本社債を購入しようとする投資家は、本社債の購入および保有、元金金の受領ならびに本社債の処分に関して、韓国と日本の両国における本社債に関連する税務上の影響について各自の税務顧問に相談されたい。

本社債の手取金の使途が投資家の投資基準に適合するという保証はない。

現在、特定の資産が「移行資産」と定義されるためにどのような正確な属性が必要かについての市場のコンセンサスは存在しておらず、したがって、適格移行資産を選択しても、それが環境的パフォーマンスに関

する投資家の期待すべてを満たすことを投資家に保証することはできない。適格移行資産は、本フレームワークに従って選定されるが、資産が予想どおりに環境的便益をもたらすこと、または資産の建設、運営および保守の間に環境的な悪影響が生じないことを保証することはできない。さらに、マイナスの影響が十分に軽減されていない場合には、資産に議論の余地が生じたり、アクティビスト・グループやその他の利害関係者から批判を受ける可能性がある。

当行は、本フレームワークおよび本フレームワークのICMAの2025年グリーンボンド原則、環境省のグリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2024年版、ICMAのクライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（2023年版）ならびに日本国の経済産業省、環境省および金融庁が共同で公表したクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（2025年版）との適合性の評価のために外部コンサルタントであるDNV社を任用し、同社に対し、セカンドパーティ・オピニオン（「本セカンドパーティ・オピニオン」という。）の提出を委託した。本セカンドパーティ・オピニオンは、構造、市場、追加的なリスクおよび本社債の価値に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に関連するすべてのリスクの潜在的な影響を反映していない場合がある。

本フレームワークおよび本セカンドパーティ・オピニオンは、本書に組み込まれておらず、また本書の一部を構成していない。当行も共同主幹事会社のいずれも、本フレームワークの適切性についていかなる表明も行わない。本フレームワークも本セカンドパーティ・オピニオンも、有価証券の買付、売付または保有を推奨するものではなく、本フレームワークおよび本セカンドパーティ・オピニオンは、2025年10月23日に当行および外部コンサルタントによってそれぞれ最初に公表された時点で最新のものである。さらに、本フレームワークおよび本セカンドパーティ・オピニオンは、情報提供のみを目的とするものであり、当行およびいずれの共同主幹事会社も、本フレームワークもしくは本セカンドパーティ・オピニオンの内容に対するいかなる形式の責任も、また、本フレームワークもしくは本セカンドパーティ・オピニオンの利用および/またはそれらにおいて提供された情報から生じる損失に対するいかなる責任も負うものではない。

また、当行は、特定の環境および持続可能性基準に関連して、特定のレポートングおよび手取金の使途に関する義務を負うことに同意しているが、当行がかかる義務を遵守しないことは本社債に基づく違反または債務不履行を構成するものではない。本セカンドパーティ・オピニオンの撤回または当行が本社債の手取金を適格移行資産に対して使用できない場合、または本社債に関して特定の環境を重視する投資家の投資要件を満たすこと、あるいは満たし続けることができない場合は、本社債の価値に影響を与える可能性があり、および/または特定の目的のために使用される有価証券に投資するポートフォリオ・マンドートを受けている特定の投資家に影響を与える可能性がある。本セカンドパーティ・オピニオンの適合性について、または本社債がトランジションボンドとして適格であるための持続可能性、環境的基準を満たすであろうことを保証することはできない。本社債の潜在的購入者はそれぞれ、手取金の使途に関して本フレームワークおよび本セカンドパーティ・オピニオンを含む本書において提供される情報の妥当性を自ら判断する必要があり、本社債の購入は、必要と思われる調査に基づいて行う必要がある。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称およびその注記ならびに共同主幹事会社の名称が、本社債の募集に関する発行登録目論見書の表紙に記載される。なお、本社債の名称およびその注記は、以下のものを使用する予定である。

「新韓銀行第(未定)回円貨社債(2025)(トランジションボンド)

新韓銀行第(未定)回変動利付円貨社債(2025)(トランジションボンド)

注：発行会社は、円貨社債(トランジションボンド)および/または変動利付円貨社債(トランジションボンド)を単数または複数本立てで起債する予定である。」

下記の文言が、発行登録目論見書の表紙裏に記載される。

「本社債に関し、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合などにおいては、本社債の元利金の支払いを受け、また本社債に基づく自らの権利を保全するための一切の行為を、必要なときは、各々の本社債の社債権者(以下「本社債権者」といいます。)が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。」

「本社債は、1933年米国証券法(その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。)に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。本社債は、証券法が認める登録義務が免除される一定の場合を除き、米国において、または米国人に対してもしくは米国人の計算において、募集または売付けされてはなりません。本項において用いられる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有します。」

「適用ある韓国の法律および規則により許容される場合を除き、本社債は、韓国内において、または韓国の居住者(韓国の外国為替取引法およびその規則に定義されます。)に対してもしくはその計算でもしくはその利益のために、または韓国内においてもしくは韓国の居住者に対して直接もしくは間接に再募集もしくは再売付けを行うその他の者に対して、直接または間接に、募集、売付けまたは交付されておらず、今後もされません。また、本社債の発行日後1年間、適用ある韓国の法律および規則により許容される場合を除き、韓国の居住者に対して、本社債を譲渡することはできません。」

<上記の社債以外の社債に関する情報>

第二部 【参照情報】

(発行登録書の「第二部 参照情報」の記載を以下のとおり訂正する。)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

<訂正前>

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(2024年度)(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
2025年6月27日に関東財務局長に提出

事業年度(2025年度)(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度(2026年度)(自 2026年1月1日 至 2026年12月31日)
2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度(2025年度中)(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度(2026年度中)(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
2026年9月30日までに関東財務局長に提出予定

(中略)

7 【訂正報告書】

該当事項なし

<訂正後>

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(2024年度)(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
2025年6月27日に関東財務局長に提出

事業年度(2025年度)(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度(2026年度)(自 2026年1月1日 至 2026年12月31日)
2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
2025年9月30日に関東財務局長に提出

事業年度（2026年度中）（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）
2026年9月30日までに関東財務局長に提出予定

（中略）

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を2025年11月5日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記半期報告書の訂正報告書）を2025年11月5日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

< 訂正前 >

該当事項なし

< 訂正後 >

参照書類として上記に掲げた有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）の提出日以後、本訂正発行登録書の提出日（2025年11月5日）までの間において、当該有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）に記載された「事業等のリスク」について重要な変更またはその他の事由は生じていない。

また、本訂正発行登録書の提出日（2025年11月5日）現在、参照書類として上記に掲げた有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）に記載された将来に関する事項についての発行会社の判断に変更はなく、当該有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）に新たに記載される将来に関する事項もない。